

松戸市議会議長 深山能一様

東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書に関する請願。

【請願要旨】

昨年11月24日、日本原子力発電株式会社は、法律で定められた原発の運転期間40年制限を超えて、さらに20年の運転延長を原子力規制委員会に申請、本年7月4日、原子力規制委員会は、東海第二原発の設置変更を許可しました。

この東海第二原発で事故が起これば、僅か90kmしか離れていない松戸市は、周辺自治体とともに、福島第一原発の事故の時以上の甚大な被害を被ることは明らかです。

松戸市議会として、政府・原子力規制委員会に対して、東海第二原発の運転延長を認めず廃炉にするよう、廃炉後は、国が責任をもって原発に代わる地域経済振興策を行うよう、意見書の提出を求めます。

【請願理由】

原子炉等規制法では、原子炉の運転期間を40年と決めています。2011年3月に起きた福島第一原発事故は原因も不明で、事故収束の目処もたちませんが、東海第二原発も、東日本大震災と大津波で被災しています。また、敷設ケーブルの半分は、新規制基準の定める『不燃ケーブル』に交換することが不可能です。さらに、わずか2.8kmの距離に核燃料再処理工場があり、停止してはいますが、多量の高レベル放射性廃棄物がそのまま残されています。同再処理工場には防潮堤すらなく、東海第二原発の事故との複合災害への備えがありません。

松戸市は福島第一原発事故により放射能汚染地域となり、放射能対策に多額の費用をかけていますが、東電からの賠償・補償は進んでいません。福島第二原発は廃炉が決まりましたが、より危険性の高い東海第二原発の運転延長は到底容認できません。同じ放射能汚染地域の我孫子市議会では東海第二原発の運転延長を認めないことを求める意見書を政府および原子力規制委員会へ提出しております。

松戸市議会においても、本請願を採択され東海第二原発の運転延長を認めず廃炉にするよう、意見書を政府および原子力規制委員会へ提出されるよう求めます。

地方自治法第124条の規定により上記のとおり請願いたします。

東日本大震災被災者支援千葉西部ネット

連絡先 〒271-0092 松戸市松戸 1879-24 ほくとビル 5F
Tel & Fax 047-360-6064
代表 永田研二

東日本大震災被災者支援千葉西部ネットからのお願い

私たちは、東日本大震災の被災者支援を目的として活動を始めましたが、福島第一原発事故による千葉県内の被害もあり、原発に関わる活動も続けています。原発事故から8年目、福島原発事故を学ぶ福島講座を企画し、福島の子どもたちへ野菜を贈る活動を続けています。

先日、東海第二原発について学習会を開催、東海第二原発は40年で廃炉にすべきだと確信しました。既に、茨城県内を始め、多くの自治体から、意見書が提出されています。放射能被害を経験した松戸市からの意見書の提出を求めます。多くの市民がこの請願にご協力いただけますようお願いいたします（市内、市外は関係ありません）。

名 前	住 所

東日本大震災被災者支援千葉西部ネット

連絡先 〒271-0092 松戸市松戸 1879-24 ほくとビル 5F
Tel & Fax 047-360-6064
代表 永田研二

- 署名用紙は、8月20日（第一次）または、9月8日（第二次）までに連絡先まで、FAXまたは郵送、持参をお願いします。